

No.1337 (毎月5・20日発行)

発行：豊島区

編集：政策経営部広報課

〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1

☎3981-1111

ホームページ <http://www.city.toshima.tokyo.jp>

主な内容

区の組織が一部変わります……………2面
文化カレッジ受講者募集……………4面
春の全国交通安全運動……………5面
介護保険制度が変わります……………9面
がん検診、健康診査のお知らせ……………11面

地域ケアシステムを総合的に担う新たな拠点

「地域包括支援センター」が

区内8か所でオープンします

4月1日から

業務を開始します

地域包括支援センターは、高齢者の健康の維持、生活の安定や保健・医療の向上、福祉の増進を包括的に担う地域の中核拠点として設置されます。
センターでは、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などの専門職員が、高齢者の身近な相談窓口として、介護予防に関するマネジメントなどの総合的な支援を行います。高齢者やその家族の方で、介護などで困まるときには、お住まいの地域を担当する「地域包括支援センター」をご利用ください。
関中央保健福祉センター管理係 ☎3981・1963

主な業務内容

介護予防マネジメント

要介護認定非該当者をはじめとする虚弱高齢者などに対して、介護予防プランを作成し、地域支援事業の介護予防事業などのサービスを利用して、自立支援を行います。

また、要介護認定された高齢者のうち要支援1・2の方を対象に、新予防給付に関するマネジメントをセンターで一体的に実施し、要支援者の介護度を悪化させない様に予防を目的とした、アセスメント(状態の評価)

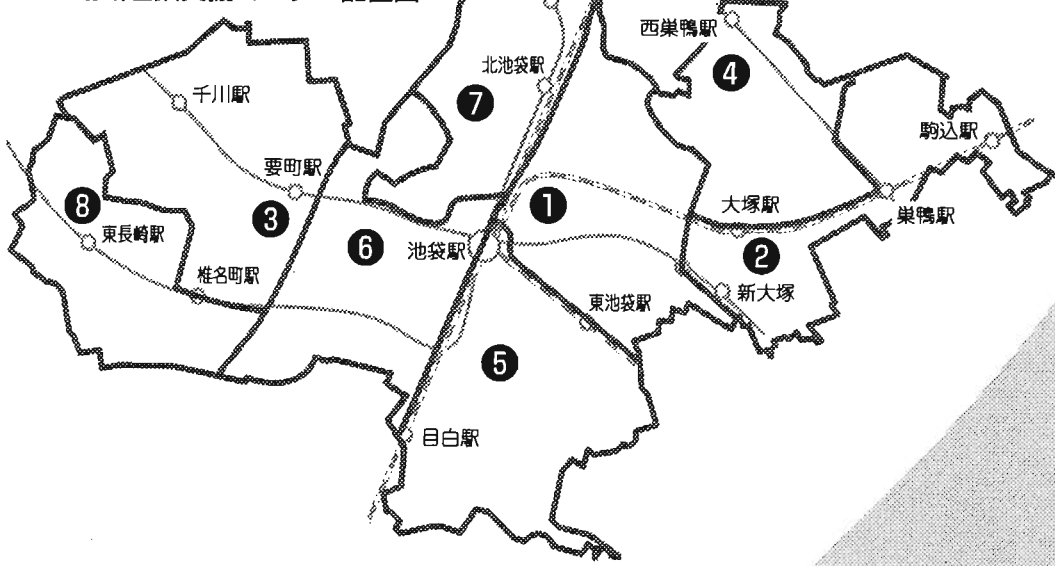
・予防プラン作成・モニタリング(状態の把握)などを行います。

総合的な相談・支援

高齢者やその家族の方の各種相談を幅広くお受けし、初期の相談対応をはじめ、専門的な相談機関への紹介を行います。また、地域の高齢者やその家族に関する実態把握などを行います。

包括的・継続的なマネジメント
高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期ケアマネジメントを後方支援するために、ケアマネジャーへの日常的個別指導・助言やケアマネジャーのネットワーク作りなどを行います。

地域包括支援センター配置図

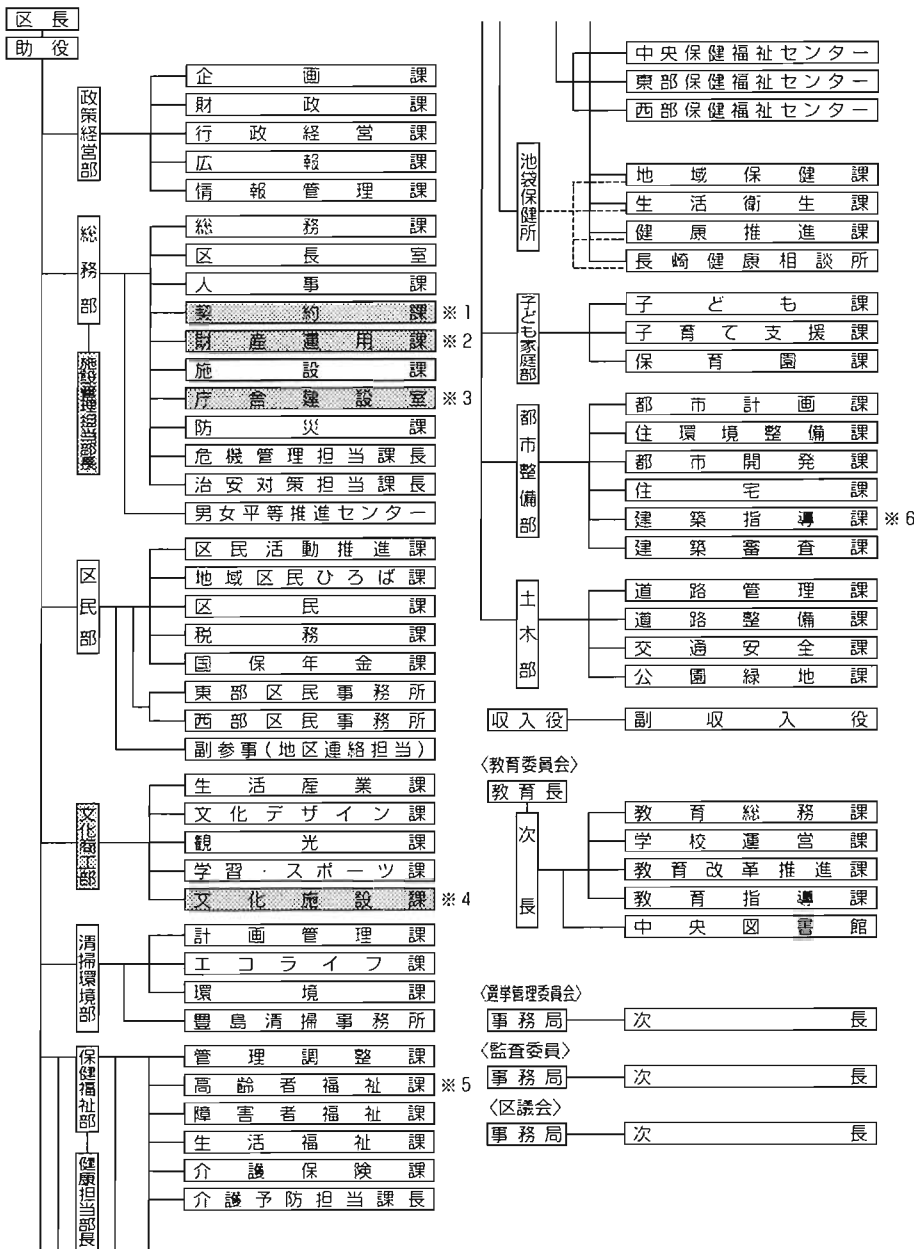


地域包括支援センターのご案内

お住まいの地域を担当する地域包括支援センターをご確認ください。
※センターにより、開設の曜日・時間が異なりますので、お問い合わせください。

①豊島区中央保健福祉センター 所在地／東池袋1-39-2 ☎3981-1965、☎3981-4982 交通機関／JR池袋駅東口から徒歩5分	②豊島区東部保健福祉センター 所在地／南大塚2-36-2 ☎3946-2511、☎3943-9763 交通機関／JR大塚駅南口・都電荒川線大塚駅前から徒歩5分	③豊島区西部保健福祉センター 所在地／要町1-5-1 ☎3974-5531、☎3959-8260 交通機関／地下鉄有楽町線要町駅2番出口から徒歩3分	④菊かおる園 地域包括支援センター 所在地／西巣鴨2-30-19 特別養護老人ホーム「菊かおる園」併設 ☎3576-2245、☎3576-2247 交通機関／都電荒川線庚申塚駅から徒歩3分 地下鉄三田線西巣鴨駅から徒歩15分
⑤ふくろうの杜 地域包括支援センター 所在地／南池袋3-7-8 特別養護老人ホーム「池袋敬心苑」併設 ☎5958-1208、☎5958-1210 交通機関／JR池袋駅東口から徒歩7分	⑥豊島区医師会 地域包括支援センター 所在地／池袋3-30-8 旧大明小学校内 ☎3986-3993、☎3986-3089 交通機関／JR池袋駅北口から徒歩10分 ※平成18年8月に、「西池袋3-22-16 豊島区医師会館内」へ移転予定	⑦いけよんの郷 地域包括支援センター 所在地／池袋4-25-10 特別養護老人ホーム「養浩荘」併設 ☎3986-0917、☎3986-0916 交通機関／JR池袋駅北口から徒歩10分	⑧アトリエ村 地域包括支援センター 所在地／長崎4-23-1 特別養護老人ホーム「アトリエ村」併設 ☎5965-3415、☎5965-3403 交通機関／西武池袋線東長崎駅北口から徒歩5分
担当地域／北大塚3丁目、上池袋1～4丁目 東池袋1～5丁目	担当地域／駒込1～7丁目、巣鴨1・2丁目 南大塚1～3丁目	担当地域／長崎1丁目、千早1～4丁目、要町1～3丁目、高松1～3丁目、千川1・2丁目	担当地域／巣鴨3～5丁目、西巣鴨1～4丁目 北大塚1・2丁目
担当地域／南池袋1～4丁目、雑司が谷1～3丁目 高田1～3丁目、目白1・2丁目	担当地域／西池袋1～5丁目、池袋3丁目 目白3～5丁目	担当地域／池袋1・2・4丁目、池袋本町1～4丁目	担当地域／南長崎1～6丁目、長崎2～6丁目

組織図 (平成18年 4月 1日)



4月1日から 区の組織が一部変わります

区では、新たな課題に迅速・的確に対応し、より充実したサービスを提供できるよう組織の見直しを行います。

新設する組織

●文化商工部

文化施策と商工施策の一体的な展開を図るため両施策を担当する組織を統合します。

●施設管理担当部長

現在、区が進めている施設の再構築・活用、新庁舎建設計画

●文化施設課

文化関連施設の管理運営、東池袋交流施設の開設準備、閉校施設の開放事業を担当します。

●財産運用課

公有財産(区が所有する土地・建物)の管理および有効な活用を図ります。

●契約課

入札の実施など区が行う各種契約を担当します。

●庁舎建設室

建設計画の策定など新庁舎の建設準備を行います。

社会教育会館の 名称が 「地域文化創造館」 に変わります

◆新しい名称:

- 駒込地域文化創造館
- 巣鴨地域文化創造館
- 南大塚地域文化創造館
- 雑司が谷地域文化創造館
- 千早地域文化創造館

●園芸・スポーツ課管理係
☎3981・1188

地域区民ひろばがスタートします

4月から、8小学校区で地域区民ひろばがスタートします。

地域区民ひろばは、利用に年齢制限があつたことぶきの家や児童館等を、小学校区を基礎的な単位としたコミュニティの視点から再編し、乳幼児から高齢者までの「世代を越えた交流の場」を創ります。これにより、地域社会の多様な活動の拠点としての利用が可能となります。

利用方法

◇手続: 4月1日以降、登録が必要です。利用にあたっては、交付された登録証を提出してください。

個人利用

◇対象: 区内在住の方(年齢制限はありません)。区外在住の方でも施設の利用状況等によりご利用いただけます。

団体利用

◇対象: (ア)に掲げる要件を備えている次の団体
(イ) 代表者が区内に在住していること
(ロ) 構成員が概ね10名以上であり、その8割以上が区内に在住していること
(ハ) 高齢者団体(高齢者の自主サークル)
(ニ) 子育て団体(子育て自主グループ、児童の健全育成を目的とする活動を行っている団体)
(ホ) 地域活動団体(町会、青少年育成委員会、小中学校のPTA等)地域で活動を行っている団体
(ヘ) その他学習団体等(生涯学習を目的とする活動を行っている団体)
登録した団体を対象に利用を受け付けます。利用申請の受付

平成18年 4月 から本格実施する「区民ひろば」

小学校区	新施設名	所在地(電話)	現行施設名
小学校区			ことぶきの家 児童館
東池袋	区民ひろば東池袋	南大塚2-36-1 1F ☎5976-4399 2F ☎3946-7665	南大塚ことぶきの家 南大塚児童館
西池袋	区民ひろば西池袋第一	西池袋2-35-3 (☎3918-4197)	西池袋ことぶきの家
	区民ひろば西池袋第二	西池袋2-14-11 (☎3915-2379)	西池袋児童館
朝日	区民ひろば朝日	朝日5-33-21 (☎5974-0566)	朝日小学校区 区民ひろば ※朝日小学校に隣接施設
南池袋	区民ひろば南池袋	南池袋3-5-12 (☎3984-5896)	高齢者福祉センター
高南	区民ひろば高南第一	高田2-11-2 (☎3988-8601)	高田ことぶきの家
	区民ひろば高南第二	高田3-38-7 (☎3987-6600)	高田児童館
富士見台	区民ひろば富士見台	南長崎1-6-1 1F ☎3950-6871 2F ☎3953-6376	南長崎第一 ことぶきの家 南長崎第二児童館
高松	区民ひろば高松	高松2-25-9 (1F ☎3973-0032 2F ☎3973-7420)	高松ことぶきの家 高松児童館
さくら	区民ひろばさくら第一	南長崎6-20-15 (☎3950-8676)	南長崎第二 ことぶきの家
	区民ひろばさくら第二	長崎6-37-11 (☎3958-8453)	長崎第一児童館

※「区民ひろば利用」については、18年度途中からの実施を予定しています。

広告

山中湖秀山荘

民営化1周年
感謝プラン!!

¥4,000

4月の実施日
9日(日) 23日(日)

0555-62-5481
0120-844-891
(03-3263-1590)

http://www.fujiland.co.jp

平成18年度 中央図書館祝日開館日	
4月29日(土)	みどりの日
5月3日(水)	憲法記念日
5月5日(金)	こどもの日
7月17日(月)	海の日
9月18日(月)	敬老の日
9月23日(土)	秋分の日
10月9日(月)	体育の日
11月3日(金)	文化の日
11月23日(水)	勤労感謝の日
12月23日(土)	天皇誕生日
1月8日(月)	成人の日
2月11日(日)	建国記念日
2月12日(月)	振り替え休日
3月21日(水)	春分の日
中央図書館振替休館日	
7月18日(水)	9月19日(水)
10月10日(水)	1月9日(水)
2月13日(水)	

中央図書館は 4月から祝日も 開館します

区立図書館の休館日は、月曜日、毎月第4金曜日、祝日です。

中央図書館のみ、4月から祝日を開館します。なお、月曜日が祝日にあたり開館した場合は、翌日の火曜日が休館となります。

※ほかの図書館(駒込・巣鴨・上池袋・池袋・雑司が谷・目黒・千早)は、これまで通り祝日は休館です。

中央図書館 ☎3983・7861

福祉



浴場ミニデイサービス事業のご案内

区内の公衆浴場で、おおむね65歳以上の方を対象に健康体操・ゲーム、入浴などを内容としたミニデイサービスを始めます。

◆4・6月の会場：

- 金春湯（南大塚1の50の15）
- 東湯（西池袋4の13の9）
- 前田湯（池袋4の12の25）

毎週水曜日

いずれの会場も、おおむね午前11時～午後3時、20名程度参加費：100円※別に昼食代として300円程度

◇申込み：はがき（左記記入例参照）で、3月30日（必着）までに「高齢者福祉課いきがい係」（あて先上部欄外参照）へ。

※直接窓口申込み可。

問当係 ☎3981・1734

はがき記入例

- ①浴場ミニデイサービス
- ②〒住所
- ③氏名（ふりがな）
- ④年齢
- ⑤電話番号
- ⑥希望する浴場名
- ⑦緊急連絡者の氏名、住所、電話番号、参加者との続柄

軽費老人ホーム（ケアハウス）の入居者を募集しています

ケアハウスとは高齢者が自立した生活を維持できるように配慮した施設です。

※特別養護老人ホームではありません。

問 66、高齢者福祉課 ☎3981・1749

保険・年金



国民健康保険に入るとき・やめるときは必ず届け出てください

届出が遅れると、医療の給付を受けられなかったり、区が負担した医療費を返していただくこととなります。また、保険料がかかり続けたり、さかのぼってかかること（最高2年）にもなります。

※外国籍の方で、外国人登録証明書（在留期間が1年以上ある場合は、国民健康保険に加入しなければなりません）（職場の健康保険に加入している方を除く）。

※株式会社、有限会社などの法人事業所に常時勤務している方は、社会保険事務所または健康保険組合の扱う健康保険に加入

国民健康保険加入者の方へ「国保温泉センター」の割引券を配布します

国保年金課、区民事務所の窓口で配布します。

◇利用期間：平成18年4月1日～平成19年3月31日まで※月曜日定休（祝日の場合は翌日）

◇施設名：数馬の湯（檜原村）、もえぎの湯（奥多摩）

◇利用料金：大人・中学生以上400円、小学生200円、未就学児童は無料※別途入湯税が12歳以上1名につき50円かかります。

問 国保年金課管理係 ☎3981・1923

子育て・教育



小・中学生の保護者の方へ就学援助の制度があります

国公立小・中学校へ通う児童・生徒の保護者で、次に該当する方は学校でかかる費用の援助が受けられます。

◇対象：区内在住で①生活保護を受けている方、②保護は受けていないが所得が一定基準以下（申請書参照）で、経済的事情により就学が困難なため援助が必要と認められる方

◇申込み：希望する方は「教育総務課学事係」へ申請書を4月28日まで持参、または4月30日（消印有効）までに郵送。

※申請書は、豊島区立小・中学校に通学の方へは、新学期に学校から全員に配付します。それ以外の方へは、当係窓口で配付

土地家屋調査士会の特設相談を実施します

4月3日（月）午前10時～午後4時 区役所本庁舎1階ロビー

◇相談内容：土地の境界問題・調査・測量、建物の新築・増築・取り壊しの登記に関する相談など※相談は無料です。

問 総務係 ☎3981・4451

豊島区民交通傷害保険をお早めに申込みください

申込み受付は、3月31日までです。希望する方は期日までに申込みください※この期間以外には加入できません。

お早目に申込みください

有料広告を募集します

◇掲載媒体：国民健康保険料納入通知書などの郵送用封筒

◇規格・掲載料など：下表のとおり。広告原稿などの作成経費は、広告主のご負担となります。

◇掲載の決定：広告内容を審査の上、掲載の可否を決定します。

※「豊島区広告掲載取扱い要綱」および「国保年金課広告掲載取扱要領」による掲載基準があります。

◇申込み：4月7日（金）までに、所定の申込書に必要事項を記入の上、広告原稿を添えて、「国保年金課管理係」へ直接ご持参ください。

※申込書などは当係窓口で配付。区ホームページ（アドレス1面上部参照）からも入手できます。

問 国保年金課管理係 ☎3981・1923

●規格・掲載料など

広告名・位置	規格・合計部数	掲載料	年間発送回数
国保1号広告 (納入通知書・納付書送付用封筒裏面)	縦：およそ 7.0cm 横：およそ 19.5cm 約141,000部	20万円	3回
国保2号広告 (医療費通知用封筒裏面)	縦：およそ 7.0cm 横：およそ 17.5cm 約60,000部	10万円	2回

広告

聴 専門

安心サービス
★点検★検力測定★クリーニング★他社の修理も受付★訪問料無料

お手持ちの補聴器でお困りの方、何でもご相談下さい。

みらいのこころ
電話 0120-335-113
営業時間 AM9:00～PM6:00 (日・祭日)

JR大塚駅南口 天祖神社前
東京都豊島区南大塚 3-50-4 KY1F
CFT 関こえの相談室 大塚店
http://www.est365.co.jp/kikoe/

SHICHIDA CHILD ACADEMY

七田チャイルドアカデミー 池袋教室

新規オープン!!

体験レッスン実施中!

お申し込み受け付け

TEL.03-5958-2522

幼児コース 0才～3才
園児コース 4才～6才
ジュニアコース 小1～小3
胎教コース ご相談下さい

※席に限りがございます。お申込みはお早めに!

七田チャイルドアカデミー池袋教室
豊島区西池袋3-29-9 福利ビル3階
池袋駅C3出口徒歩0分立教通り沿い

法律セミナー（無料）

離婚のポイントと年金分割

セミナーのあと個別相談あり

日時 平成18年4月22日(土)PM1時～3時

場所 豊島区西池袋5-5-21
タワーグランドシア 2階集会場

申込方法（予約制です）
電話&FAX 03-3590-7566
mail michimoto@loppe.gr.jp
ホームページ http://www.loppe.gr.jp

法律相談も承っております
(20分3150円から)土日可

弁護士法人
ろっぽう
六法 法律事務所

新築の半分の費用と工期

新築そっくりさん

引越し不要 耐震補強 定価制

その場で替え待った!!

3月26日(日) 豊島区千早で完成現場見学会

築24年の家を建て替えずにリニューアル。1世帯住宅の間取りを変更して3世代2世帯住宅に。2階には吹き抜け部分を設けて明るく広々としたリビングが出来上がりました。水回り設備も外観も一新しています。

会場／豊島区千早3丁目(千川駅徒歩9分)
時間／10:00～16:00
当日連絡先／090(9954)4779

会場案内図

予約不要、見学ご希望の方は当日会場現地へ。

問い合わせ 資料請求

住友不動産
〒163-0230 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル30F
0120-093-709

ハウジング事業本部
新築そっくりさん東京第二支店

受講者募集

平成18年度 春の文化カレッジ(区民教室)

◇対象…18歳以上で区内在住、在勤の方。(※一部講座で、その他の条件あり)
◇申込み…往復はがきに①講座名、②〒住所、③氏名(ふりがな)、④年齢、⑤電話番号、(在勤の方は勤務先名、所在地、電話番号)を記入し、4月12日(必着)までに各館へ。
※窓口申込みはどこの社会教育会館でも受け付けます。はがき(あて名記入)を持参の上、各館で申込み用紙に記入。
(駒込・巣鴨・千早…3月21日、南大塚・雑司が谷…3月27日は休館)
◇受講者の決定…応募者多数の場合、4月14日に各館で抽選の上、決定し通知します。

◇ご注意…①申込み内容に事実と異なる記載があった場合は、受講決定通知後でも取消することがあります。
②申込みは、1講座につき一人1通とします。
③電話での申込み・抽選結果の問い合わせはできません。
④納入した費用は、原則としてお返しできません。
※車いすをご利用の方は、事前に各館へ問い合わせてください。
※各講座の詳しい内容は、直接各館へ問い合わせてください。
◆社会教育会館の名称が4月から「地域文化創造館」に変更になります。

会 場	講 座 名	期 間	期日	回数	時 間	内 容	講 師	費 用	定員
駒込社会教育会館 〒170-0033 駒込2-2-200 ☎3940・2400	ゼロから始める中国語	5月8日～6月26日	月	8	午後7～9時	初めて学ぶ人を対象として、発音の基礎から簡単な日常会話まで楽しく学びます。	中国語講師 嶋 洋氏	受講料 3,200円 教材費 2,100円	24
	ゼロから始める韓国語	5月12日～6月30日	金	8	午前10時～正午	初めて学ぶ人を対象として、ハングルの読み、書き、発音を日常会話で学びます。	韓国語講師 申 和娟氏	受講料 3,200円 教材費 2,700円	24
	駒込史跡探訪倶楽部 ～江戸大名庭園を訪ねて～	5月17日・31日 6月7日・21日	水	4	午後1時30分～3時30分	現在まで残っている江戸大名庭園の、当時の使われ方や今まで辿ってきた歴史を学びます。(散策費用別途)	史迹美術同友会理事 嘉津山 清氏	受講料 1,600円 教材費 無料	24
	親子むかしあそび広場 ～おやじ(じいちゃん)は遊びの達人～	5月20日 6月3日・17日 7月1日	土	4	午後1～4時	ベゴマ・ねんどの型あそび・万華鏡作りなどのむかし遊びを体験し、あそびの工夫を学びましょう。	遊びの学校主宰 菅原 道彦氏	受講料 1,600円 教材費 別途	24
	日本料理 ～はじめの一步～	5月25日～6月22日	木	5	午後6時30分～9時	旬の素材を使って日本料理の「基本のき」を楽しく学びます。	武蔵野調理師専門学校 中村 昌次氏	受講料 2,000円 教材費 6,000円	24
	食べて健康 美味しい料理 ～パリエーションをひろげる 簡単クッキング～	6月2日・9日・23日 7月7日・14日	金	5	午前10時30分～午後1時	毎回テーマにそって健康のためにバランスのよい食事などの栄養学を楽しく学びます。(保育あり・保険料別途)	女子栄養大学講師 倉持 光江氏	受講料 2,000円 教材費 3,000円	24
	健康クラブ ～ヨガ～	6月8日～7月6日	木	5	午前10時30分～正午	無理なく続けられるカリキュラムで、体調を整え、健康で若々しく充実した時間を過ごしましょう。(保育可・保険料別途)	ヨガスクール講師 水島 陽子氏	受講料 2,000円 教材費 無料 マット代金別途	24
巣鴨社会教育会館 〒170-0022 巣鴨4-15-11 ☎3576・2637	指揮者が語るオペラの魅力 ～オペラがきっと好きになる～	5月8日～5月29日	月	4	午後7～9時	モーツァルト等の各作曲家のオペラ作品を取り上げ、作品の解説・魅力を紹介します。	日本オペラ振興会指揮者 坂本 和彦氏	受講料 1,600円 教材費 無料	36
	知って得する年金・介護・医療・雇用・労災保険	5月12日～6月2日	金	4	午後7～9時	あなたの人生を守る社会保障制度。正しい知識を持って安心し、困ったときは利用しましょう。	東京医科歯科大学講師 内田 厚子氏	受講料 1,600円 教材費 300円	20
	やさしい水彩画入門 ～葉書サイズの大きさから～	5月12日～6月16日	金	6	午前10時～正午	水彩絵具の特徴を理解して身近な題材や風景を初心者でも楽しく描けるコツを学びます。	日本美術家連盟会員 松中 次郎氏	受講料 2,400円 教材費 1,500円	20
	旧中山道の江戸・明治 池袋・目白界隈の大正の面影を歩く	5月20日・5月27日	土	2	午前10時～正午	現代の町並みの底に潜む歴史的な隠し味を探り、見慣れた町の魅力を再発見。(入園料別途)	ちはら町並み美術館長 千原 昭彦氏	受講料 800円 教材費 300円	20
	身近な自然観察会 ～野鳥や昆虫・雑草ウォッチング～	6月3日・17日 7月1日	土	3	午前10時～正午	都心の公園で身近な鳥や昆虫・植物について観察します。(入園料別途)	埼玉大学講師 唐沢 孝一氏	受講料 1,200円 教材費 1,300円	20
	歴史人物講座 「日本資本主義の父・渋沢栄一～土曜商才～」	6月22日・6月29日	木	2	午後2～4時	明治新政府の財政・金融制度を作り上げていく男の原動力は何かを探り、考察します。	作家 重門 冬二氏	受講料 800円 教材費 無料	50
南大塚社会教育会館 〒170-0055 南大塚2-36-1 ☎3946・4301	温泉と旅の効能	5月8日・5月15日	月	2	午後2～4時	スバリ癒しの極めつけ！各温泉の特徴と効き目、そして本物の温泉とは？回答はこの講座で	現代旅行研究所 代表 野口 冬人氏	受講料 800円 教材費 100円	30
	楽しく踊ろう阿波踊り (高校生以下保護者同伴可)	5月8日～6月5日 (5月29日を除く)	月	4	午後7～9時	大塚名物、阿波踊り！練習して今年の夏は参加しましょう！さあ、踊らにヤソソソ！	大塚阿波踊り新幹連 代表 三田 昭人氏	受講料 1,600円 教材費 2,000円 足袋・手拭代	20
	着物地で作るおしゃれな小物	5月10日～5月31日	水	4	午後2～4時	「私変身しま～す」こんな感じでタンスの中から素敵な小物になっちゃいます。	仕覆 袋もの きぬ工房 代表 岡本 絹子氏	受講料 1,600円 教材費 1,000円	16
	ストレッチで 体も心も生き生き	5月12日～6月2日	金	4	午後2～4時	体を動かすって最高！心も頭もリフレッシュ間違いなし、楽しくリズムに合わせてレッツゴー	(社)日本フォークダンス連盟 公認指導者 置田 民子氏	受講料 1,600円 教材費 無料	20
	古寺との対話	5月12日～6月16日 (6月2日を除く)	金	5	午後7～9時	奈良・京都の古寺見学に必要な寺院建築の基礎知識をわかりやすく学びます。	ユーラシア文化研究会 会長 高橋 秀夫氏	受講料 2,000円 教材費 3,150円	40
	ファミリー・イン・ザ・キッチン (1人でも可、高校生以下保護者同伴可)	5月13日～6月10日 (5月27日を除く)	土	4	午前10時～正午	ご夫婦で・親子で・カップルで又友人と楽しく、和気「愛々」と家庭料理クッキングしましょう。	ブルッククッキングスクール 代表 小川 明男氏	受講料 1,600円 教材費 4,000円	16
	株式入門	5月24日～6月21日	水	5	午後7～9時	今、注目度抜群の株式市場。証券投資に興味のある人には絶好の講座。基本を学びます。初心者向。	NPO エイプロシス 証券カウンセラー 片山 邦彦氏他	受講料 2,000円 教材費 300円	30
	古代オリエントの文化と歴史 (第4期)	6月12日～7月10日 (6月26日を除く) 7月22日(土)	月・土	5	午後6時30分～8時30分	シリアとウズベキスタンの風土と歴史及び西アジアに源があるという油栗・楽器の紹介です。(7月22日(土)午前10時～正午は博物館見学)	町古代オリエント博物館 研究部長 堀 暁氏他	受講料 2,000円 教材費 100円	30
雑司が谷社会教育会館 〒171-0032 雑司が谷3-1-7 ☎3590・1253	これであなたも コミュニケーションカアップ！	4月27日～5月25日 (5月4日を除く)	木	4	午後2～4時	魅力的な自己紹介は、豊かな人間関係への第1歩、あなたを120%表現する為の、話し方・聴き方を学習します。	フリーアナウンサー 井上 由美子氏	受講料 1,600円 教材費 200円	30
	モラ ～カラフルな布の芸術～	5月11日～6月8日 (6月1日を除く)	木	4	午前10時～正午	中米パナマ共和国クナ族の伝統手芸。鳥や魚など、カリブの生命力溢れる世界をカラフルに表現します。	モラ アーティスト 山田 尚美氏	受講料 1,600円 教材費 2,400円	20
	パソコンで作る絵手紙 (筆をマウスに持ち替えて)	5月18日～6月15日	木	5	午前10時～正午	Wordとペイントを使って季節の野菜、果物、風物を描き絵手紙を作ります。	としまITサポーターズ 渡辺 忠史氏	受講料 2,000円 教材費 1,000円	15
	ちとせ陶芸工房 ～電動ろくろで作る器～	5月19日～6月23日	金	6	午後6時30分～8時30分	電動ろくろを使ってオリジナル器を作りましょう。	陶芸家 上野 勝巳氏	受講料 2,400円 教材費 1,200円	18
	戦国争乱の群像 ～大名・村・女性～	5月26日 6月9日・23日、7月7日	金	4	午後2～4時	戦国社会を覆う戦争の本質を見据えながら、大名・村・女性の視点から時代の実像に迫ります。	専修大学 講師 館 誠氏	受講料 1,600円 教材費 400円	30
千早社会教育会館 〒171-0044 千早2-35-12 ☎3974・1335	おしゃれ度 up! 膝のバッグに挑戦	5月8日～6月5日	月	5	午後1時30分～3時30分	自作のバッグを作成することにより、創作の達成感と膝手芸の楽しさを学ぶ。保育あり。	長谷川匠手工芸教室講師 鷲田 充子氏	受講料 2,000円 教材費 4,500円	24
	韓国の文化・旅行・料理を 楽しもう	5月9日～6月6日	火	5	午後2～4時	韓国が身近になってきた今、過去から現在に至る韓国を新たな視点でとらえ、理解を深める。	韓国語講師 申 和娟氏	受講料 2,000円 教材費 1,200円	24
	イタリア語入門	5月9日～6月20日	火	7	午後6時45分～8時45分	初めてイタリア語を学ぶ人の為のイタリア語入門。	日本外国語専門学校講師 マルコ・ソルディ氏	受講料 2,800円 教材費 300円	24
	カップを作ろう	5月10日～6月21日	水	7	午後2～4時	陶芸の工程を学ぶ。カップ(マグカップ、コーヒーカップ等)2ケまたは2種類を製作。	陶芸家 畑中 教孝氏	受講料 2,800円 教材費 1,000円	24
	身近なハーブで健康生活	5月10日～6月7日	水	5	午後2～4時	天然香料と共に、自分自身の「健康維持と病気予防」について考え、ここからだを癒す。	日本アロマアーティスト協会 認定講師 神谷キヨ子氏	受講料 2,000円 教材費 2,000円	24
	モーツァルトとの出会い	5月11日～5月25日	木	3	午後2～4時	生誕250年を迎え、音楽史上最高と言われる天才の生涯と時代背景を巡り、その名曲を鑑賞。	東京音楽大学助教授 武石みどり氏	受講料 1,200円 教材費 300円	24
	夏をのりきる薬膳料理	6月16日～7月7日	金	4	午後6時30分～9時	中国薬膳料理を学び実習する。食べることで健康な身体作りを学ぶ。ダイエットにも効果あり。	中国医学薬膳研究会会長 湯 忠立氏	受講料 1,600円 教材費 4,000円	24
	まだ間に合う？ 美しい身体さがし	6月7日～7月26日 (6月14日・7月12日を除く)	水	6	午前10時～正午	身体をほぐし、食に関する演習・骨密度・体脂肪測定で さあ～始めようアンチエイジング！	長崎健康相談所 職員	受講料 2,400円 教材費 300円	24

おもいやり 人に車に この街に

春の全国交通安全運動

4月6日(木)
～15日(土)

全国交通安全運動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるよう呼びかけ、区民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図るとともに、皆さんご自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。
交通安全係 ☎3981・4856

右、左、右。守れるよ！

運転者も歩行者も
きちんと安全確認していますか？
一人ひとりが意識しなければ
事故は防げません



平成18年4月6日(木)～4月15日(土)
春の全国交通安全運動

自転車の安全利用の推進
シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

内閣府

豊島区交通安全協議会(会長/豊島区長)は、
次の4点を重点として運動を展開します。

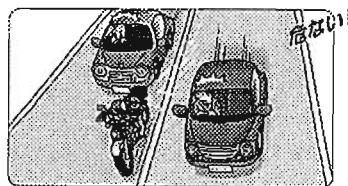
子どもと高齢者の
交通事故防止

外出時には、昼間でも明るく目立つ色の服装に心掛け、夕暮れどき・夜間は、必ず反射材を身に付けましょう。



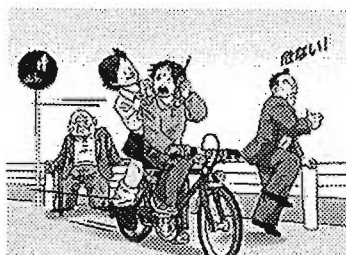
二輪車の交通事故防止

二輪車を運転するときは、スピードの出し過ぎや無理な追越をやめ、身体にはプロテクターを着用しましょう。



自動車の安全利用の推進

自転車も「車」であることを認識して、交通ルールを守り正しいマナーで歩行者を思いやりましょう。



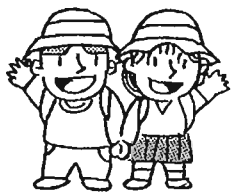
シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和効果を認識し、正しく着用する習慣をつけましょう。



みんなで守ろう交通一年生

幼稚園・保育園・小学校の入園・入学の季節になりました。新入園児や新入学児童の通園通学が始まり、友達同士で外で遊ぶ機会も多くなります。保護者の方はお子さんが外出するときは、いつでも交通ルールを守るように、家族で習慣をつけましょう。



ハートフルヘルメット

子どもを自転車の補助いすに乗せるときは、幼児用ヘルメットをかぶらせ、自転車の転倒事故から守りましょう。

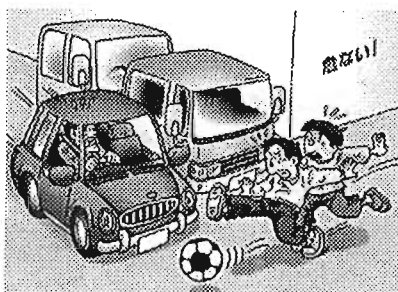
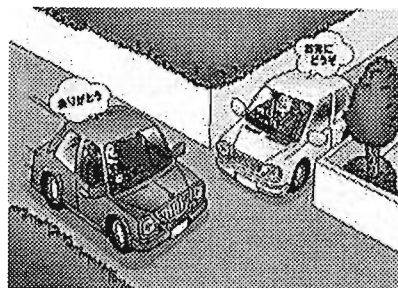


日程	会場
3月24日(金)	雄司が谷社会教育会館
28日(火)	生活産業プラザ
	西部区民事務所 図書室
29日(水)	菊かおる園 集会室
	要小学校 図書室
30日(木)	上池袋ことぶきの家
31日(金)	東池袋第1区民集会室
4月3日(月)	南大塚社会教育会館
4日(火)	駒込社会教育会館

◇開催時間…各開催日ともに午後7～8時
※表彰・受講カードをお持ちの方はご持参ください。

「運転者講習会」を開催します

交通安全運動の一環として開催します※参加費：無料。
◇日程等…左表のとおり
◇内容…講義、啓発映画上映
◇主催…豊島区、東池袋・目白警察署
56
◇当日直接会場へ※運転免許がない方も受講できます。
交通安全係 ☎3981・4856



お互いが ゆずる心と 待つゆとり
あぶないよ 無灯火 携帯 二人乗り
よくみてね 車のかげから また車

困ります自転車置き去り知らんぷり

自転車の放置はやめましょう

昭和50年代から社会問題となり、未だに解決しない放置自転車問題。区では、①駐輪施設の充実、②撤去活動の強化、③啓発活動の継続的な実施、の3点を対策の柱に据え、解決に向けた取り組みを進めています。最終的な問題解決のためには、自転車利用者の理解と協力が不可欠です。

豊島区が、自転車を利用する人にとっても、利用しない人にとっても、安心して、快適な街となるよう、みんなで放置自転車ゼロを目指しましょう。

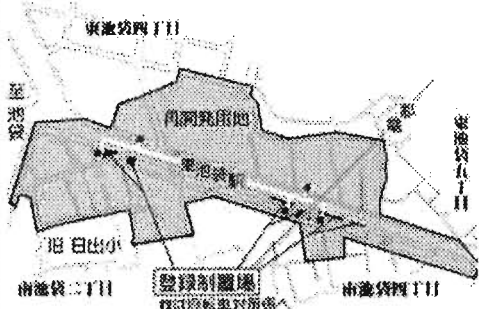
図自転車対策係 ☎3981・4847

駐輪施設の新設と放置禁止区域の指定・拡大を行いました

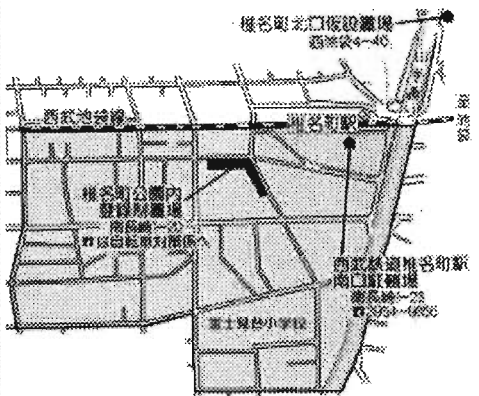
下板橋駅周辺では1月23日に、椎名町駅南口周辺では2月1日に、駐輪施設を整備し、有料化して、放置禁止区域の指定・拡大を行いました。また、東池袋駅周辺では、4月に駐輪施設を新設し、放置禁止区域を指定する予定になっています。

新たに指定された放置禁止区域では、撤去活動を随時行います。自転車は放置せず、駐輪施設をご利用ください。

東池袋駅周辺



椎名町駅周辺



下板橋駅周辺



放置自転車とは

「放置自転車」と言うと、「乗り捨てられた自転車」というイメージをお持ちになるかもしれませんが、社会問題となっている「放置自転車」は、毎日、通勤や通学、買い物などのために駅周辺にやって来て、数時間後にはいなくなってしまう自転車を指します。

「自転車法(※)」第5条第6項では、自転車に乗ってきた方が、自転車を置いてその場を離れ、直ちに動かすことのできない状態が「放置」になると規定されています。

たとえ短時間であっても、道路上に自転車を置き、その場を離れば、それは、社会問題の原因となる「放置自転車」です。*自転車法:「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」が正式名称です。



(注) 放置自転車対策は、自転車と50ccまでの原動機付自転車が対象になります。

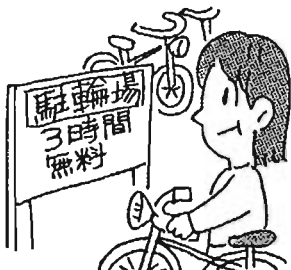
◎邪魔にならないところに置いたのに!

「意見」私は「放置」なんてしてない。○○デパートの前に駐輪して、デパートで買い物をしていただけだ。どうして2、3時間「置いた」だけなのに撤去したのか。

【答え】ご自分で「駐輪した」置いたつもりでも、自転車を置き、その場を離れて、自転車をすぐに動かすことのできない状態になれば、自転車法では「放置」と定義されます。たとえそれが目的の地の前であっても、そのような状態であれば「放置」となりますし、自転車の利用目的が通勤や通学以外の買い物や商談でも、「放置」されている自転車はすべて撤去の対象になります。

自転車駐輪場をご利用ください

自転車は放置せず、自転車駐輪場をご利用ください。区立の自転車駐輪場で管理人が常駐している施設では、3時間以内の利用は無料です。(3時間を超えると1日150円)



放置禁止区域 自転車駐輪場

□は放置禁止区域
管理人のいる区立自転車駐輪場(図中※)では、3時間以内の当日利用は無料です。

西巣鴨駅周辺 西巣鴨駅 自転車駐輪場(※) 区立自転車駐輪場 西巣鴨3-26-1-213 ☎3918-5778	巣鴨駅周辺 巣鴨駅 自転車駐輪場(※) 区立自転車駐輪場 巣鴨2-7-31 ☎3973-0166	駒込駅周辺 駒込駅 自転車駐輪場(※) 区立自転車駐輪場 駒込3-4-3 ☎3974-4453	池袋駅東口周辺 池袋駅東口 自転車駐輪場(※) 区立自転車駐輪場 池袋3-4-23 ☎3951-5351
高田馬場駅周辺 高田馬場駅 自転車駐輪場(※) 区立自転車駐輪場 高田馬場4-13-5 ☎3953-0795	目白駅周辺 目白駅 自転車駐輪場(※) 区立自転車駐輪場 目白3-4-3 ☎3950-4985	池袋駅西口周辺 池袋駅西口 自転車駐輪場(※) 区立自転車駐輪場 池袋3-4-23 ☎3950-3837	池袋駅東口周辺 池袋駅東口 自転車駐輪場(※) 区立自転車駐輪場 池袋3-4-23 ☎3951-5351
落合南長崎駅周辺 落合南長崎駅 自転車駐輪場(※) 区立自転車駐輪場 落合南長崎4-13-5 ☎3953-0795	東長崎駅周辺 東長崎駅 自転車駐輪場(※) 区立自転車駐輪場 東長崎4-13-5 ☎3953-0795	千川駅周辺 千川駅 自転車駐輪場(※) 区立自転車駐輪場 千川3-4-3 ☎3972-4220	要町駅周辺 要町駅 自転車駐輪場(※) 区立自転車駐輪場 要町1-10-8 ☎3995-1107

放置自転車の駅別保管場所一覧

駅(撤去地域)		名称	所在地・電話
駒込		西巣鴨保管所	西巣鴨 4-14 ☎5974-3056
巣鴨	(北口・JRの路線より北側)	北池袋保管所	池袋本町 4-50 ☎3590-0544
	(南口・JRの路線より南側)	上池袋保管所	上池袋 4-29 ☎3916-4306
西巣鴨		西巣鴨保管所	西巣鴨 4-14 ☎5974-3056
池袋	(東口・グリーン大通りより北側)	東池袋 5丁目保管所	東池袋 5-44 ☎3987-7220
	(東口・グリーン大通りより南側)	池袋 3丁目保管所	池袋 3-58 ☎5951-2661
	(西口)	千早 4丁目保管所	千早 4-7 ☎3530-8301
目白		池袋 3丁目保管所	池袋 3-58 ☎5951-2661
高田馬場		池袋駅西駐車場内保管所	西池袋 3-20-1 ☎3590-3837
要町		南長崎保管所	南長崎 5-3 ☎3953-3532
千川		池袋駅西駐車場内保管所	西池袋 3-20-1 ☎3590-3837
東長崎		南長崎保管所	南長崎 5-3 ☎3953-3532
落合南長崎		千早 4丁目保管所	千早 4-7 ☎3530-8301
下板橋		上池袋保管所	上池袋 4-29 ☎3916-4306
東池袋		東池袋 5丁目保管所	東池袋 5-44 ☎3987-7220
椎名町(南口)		池袋駅西駐車場内保管所	西池袋 3-20-1 ☎3590-3837



放置自転車は撤去します

「放置禁止区域」に放置された自転車は撤去します。

路上に置かれた自転車に警告札を貼付して、おおむね1時間以上移動されなかったものを撤去し、保管所に搬送しています。撤去の際、自転車がチェーン錠でガードレールなどに固定されている場合は、切断して撤去します。切断したチェーン錠は弁償しません。

なお、撤去の日時や実施地域は、事前公表していません。

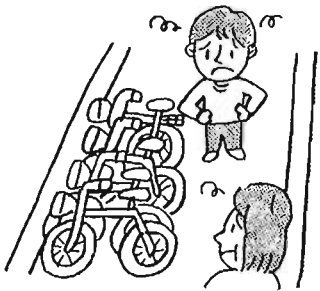
撤去した自転車の返還には撤去保管手数料が必要ですが

撤去した自転車等の返還には撤去保管手数料が必要です。これは、年間2億円以上かかっている撤去活動や保管所の運営に関する経費を、自転車を放置した人にご負担いただくという、「自転車法」第6条第5項に基づく措置です。

納付された手数料は、すべて放置自転車対策に使用されます。**〔撤去保管手数料〕**

- 自転車：5千円
- 原動機付自転車：8千円

◆保管所の返還時間：平日／午前9時～午後7時、日曜日・祝日／午前10時～午後4時、土曜日／休業日（12月29日から1月3日は休業です）



○一部の自転車の撤去は不公平では…

意見 私の自転車を撤去するなら、すべての自転車を撤去すべきだ。一部の自転車だけを撤去するのは不公平だ。

答え 確かに、すべての自転車を撤去することが理想です。しかし、いま以上に多くの自転車を撤去するには、撤去作業員やトラックの手配にさらに多額の経費が必要になるほか、何より問題になるのが、撤去した自転車を保管する場所の確保です。豊島区および周辺地域で、新たに大規模な土地を確保することは非常に困難であり、保管スペースの限界から、すべての放置自転車を撤去することは難しい状況です。

このため区では、「放置自転車をなくす」という目的達成のため、「最小の経費で最大の効果を上げる」という原則に則り、撤去場所と時間を変えて、効率的な撤去活動に努めています。

自転車等駐車対策協議会 これまでの開催経緯

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会(全体会)	平成16年 6月30日(第1回)	(1)委員の委嘱 (2)会長・副会長の選任 (3)諮問(総合計画の策定について) (4)区長挨拶 (5)自転車法の解説 (6)豊島区の状況について
	平成17年 3月29日(第2回)	(1)これまでの経緯 (2)駐車場利用者と放置者特性の分析 (3)総合計画体系骨子の検討
	平成17年 5月16日(第3回)	(1)総合計画と他の関連計画との関係について (2)総合計画の検討 (3)今後の進め方について
	平成17年 10月14日(第4回)	(1)総合計画の検討における「中間のまとめ」について
	平成17年 12月19日(第5回)	(1)総合計画(素案)の検討について
	平成18年 2月20日(第6回)	(1)総合計画(素案その2)の検討について
	(次回予定) 平成18年 3月27日(第7回)	(1)総合計画(案)の答申について (2)今後の協議会のあり方について

第一分科会	平成16年 10月22日(第1回)	(1)分科会の審議事項について (2)担任分野の体系について (3)自転車駐車場の状況について (4)板橋区・豊島区自転車利用環境整備基本計画について
	平成17年 6月10日(第2回)	(1)総合計画の構成・内容について
	平成17年 7月29日(第3回)	(1)総合計画の構成・内容について

第二分科会	平成16年 8月10日(第1回)	(1)分科会の審議事項について (2)担任分野の体系について (3)駅周辺放置自転車の状況について (4)駅別乗入れ台数について (5)豊島区有料駐車場の利用状況について
	平成16年 9月21日(第2回)	(1)自転車関連経費等各区比較 (2)区立駐車場利用者の状況について (3)鉄道事業者による区内資産の利用状況等について (4)道路管理者による道路上の駐車施設の状況について (5)大塚駅の状況等について (6)地下鉄13号線雑司が谷駅の開設状況について
	平成16年 11月19日(第3回)	(1)豊島区の人口分布について (2)区立駐車場の利用状況について (3)池袋駅周辺の状況と対策について
	平成17年 7月8日(第4回)	(1)総合計画の構成・内容について
	平成17年 9月9日(第5回)	(1)総合計画の構成・内容について
	平成17年 11月7日(第6回)	(1)各駅ごとの具体的な自転車駐車施設整備方針について

※今月末には総合計画案の答申を予定しています。また答申後は計画案について、パブリックコメント制度にもとづき区民の皆さまの意見をお聞きして、正式な計画として策定していきたいと考えております。



自転車の盗難にご注意ください

自転車の盗難に関するお問い合わせが増えています。

手軽に利用できる自転車ですが、管理も「お手軽」になりがちであり、人の自転車を「お手軽に」盗んでしまう人もいます。買い物などのための短時間の駐輪であっても必ずカギを掛けましょう。

また、量販店では、同じ型・同じ色の自転車が大量に販売されています。メーカーによってはカギの種類が数種類しかないこともあるようです。このため、いつの間にか他人の自転車と取り違えてしまう事件が実際に発生しています。

◇防犯登録

盗難の際、「防犯登録」が手掛かりになります。必ず防犯登録を行い、控えを大切に保管してください。

◇名前の記入

自転車に名前を記入したり、目立つシールを貼るなど、自分の自転車がすぐ分かるようにしてください。

盗難にあったら
すぐに被害届を提出をしましょう

万一自転車が盗難にあった場合は、すぐに警察へ被害届を出してください。犯人が盗んだ自転車を駅周辺に乗り捨て、それが放置自転車として撤去された場合に、撤去以前に被害届が出されていないと、撤去保管手数料は自転車の所有者にご負担いただきます。

「自転車等駐車対策協議会」を開催しています

この協議会は、自転車法第8条に基づき、主に自転車の駐車対策等に関する重要事項を審議するため、平成16年6月に設置されました。委員は区民代表、区議会議員、学識経験者、鉄道事業者、関係団体、関係行政機関からそれぞれ選出された26名で構成され、今年度はおおむね月1回のペースで会議を開催してまいりました。

協議会では、「(仮称)自転車等の駐車対策に関する総合計画」の案の答申に向け、2つの分科会を作り、「第一分科会」では、主に自転車の適正利用、放置自転車対策といったソフト面の課題について、「第二分科会」では、主に自転車駐車場整備などのハード面の課題について、それぞれ検討を行ってまいりました。そして、昨年末からは各分科会での協議内容を取りまとめ、全体会にて計画案の検討に入っています。

答申は今月末に区長あてに行われる予定です。なお、これまでの会議資料および議事録を、区ホームページ(アドレス1面上部欄外参照)に掲載しています。

● 豊島区自転車対策担当係 ☎3981・4873

リサイクル自転車を販売します

◇販売開始…3月25日(土)から
◇販売店舗…一覧表のとおり
※価格や販売台数は店舗により
◇実施…東京都自転車商協同組
合豊島支部
自転車対策係 ☎3981・447

再生自転車販売店一覧

店舗名	住所	電話
並木モータース	豊 鴨 5 - 15 - 8	☎3918 - 4376
岩田輪業	豊 鴨 4 - 44 - 10	☎3918 - 1374
山岸モータース	北 大 塚 2 - 13 - 3	☎3917 - 3984
近藤自転車店	東 池 袋 2 - 24 - 5	☎3983 - 2362
久保木サイクル	上 池 袋 2 - 40 - 14	☎3916 - 2063
友恵サイクル	北区堀野川 6 - 61 - 15	☎3916 - 8368
㈱若尾サイクル商会	池袋本町 3 - 7 - 25	☎3971 - 1903
玉井モーターサイクル	池袋本町 4 - 25 - 8	☎3983 - 4944
茂野サイクル	池 袋 3 - 69 - 7	☎3983 - 1207
サイクルショップコバヤシ	池 袋 4 - 36 - 5	☎3982 - 1541
飯箸自転車商会	要 町 1 - 7 - 1	☎3957 - 0398
小崎サイクル商会	要 町 2 - 10 - 7	☎3957 - 0693
㈱坂井輪業	千 早 1 - 15 - 13	☎3957 - 4315
大塚自転車商会	南 長 崎 3 - 11 - 1	☎3951 - 9028
マツダサイクル	南 長 崎 5 - 16 - 6	☎3951 - 8386
㈱若林自転車商会	雑司が谷 3 - 9 - 9	☎3981 - 4972
英輪社	高 田 2 - 10 - 9	☎3983 - 6884

外部評価委員を募集します

区では毎年、実施した事業などの業績や成果を点検する行政評価を実施しています。その点検結果に対して、区民の方の視点から点検を行う外部評価委員を募集します。

外部評価の対象は①福祉のまちづくり、②高齢者・障害者等の自立支援、③健康づくりと保健事業、④男女共同参画型社会の形成、⑤子ども・家庭、⑥学校教育、⑦開かれた学校づくりの7分野からの21施策と、区と関係の深い外郭団体の中から2法人を予定しています。

◇応募資格…次のすべてに該当する方①区内在住、在勤、在学で20歳以上、②6月の平日夜に開催する説明会と、7～9月に開催する委員会(9回程度)に

出席できる、③評価対象となる施策の内容について知識または強い関心がある。

◇報酬…委員会出席1回につき4千500円

◇募集数…6名程度

◇申込み…①作文(外部評価にあたっての私の視点)をテーマに800字程度、②住所、③氏名(ふりがな)、④年齢性別、⑤連絡先の電話番号(ファクス、Eメールアドレス)、⑥勤務先(通学先の所在地、⑦在住(在勤、在学)年数を記入したものを、4月25日(必着まで)に「行政経営課(あて先 上部欄外参照)へ郵送してください※ファクス、Eメール可。

◇選考…作文などを参考に選考します。結果は応募者全員に5月25日までに通知します。

落書き消去支援事業・落書きなくし隊のご案内

落書き消去支援事業

環境美化・治安向上の一環として、区民の皆さんに落書き消去用具を支給し、落書きの消去活動を支援しています。

◇支給する用具…落書き消去剤(ツルツルしたタイルなどに対応)など

◇申請できる方…区内にお住まいで、落書きされた塀などを所有、または管理する方

※対象となる落書き…①区内の私有地の建造物(塀や壁など)への落書きであること、②落書きの面積がおおむね1か所1㎡未満であること、③街の美観を著しく損ねているなど、消去の必要性の高いものであること。

◇申込み…電話で当係へ。

※受付後、区が現地調査をし、支援の可否を決定します(現地調査の際に、申込書を記入していただきます)。用意した消去用具がなくなり次第終了します。

落書きなくし隊 ボランティア募集

「落書きなくし隊」は、住民などによるボランティアが隊員となり、街を巡回し落書きを消す活動を行っています。

落書きは放置しておくとうるさく汚くなるだけでなく、更なる落書きを誘発します。

落書きのないきれいな豊島区を守るため、皆さんの参加をお待ちしています。

◇活動内容…消去剤による落書き消去、ペンキ塗装など(月1回・1時間程度)

※活動用品(消去剤、作業用具など)は、区で準備します。

◇応募資格…特にありません。区外の方もご参加ください。

◇申込み…電話で当係へ。

団体の美化推進係 ☎3981・1602

「地域文化創造館」(旧社会教育会館)利用団体登録のご案内

4月から、社会教育関係団体の登録制度が次のように変わります。生涯学習団体(社会教育関係団体からの名称変更)、文化創造団体(新設)、青少年団体(新設)としての登録となります。

登録団体は、一般の団体より早く地域文化創造館の利用申込みができるほか、利用料金が割引になります。登録方法など詳しくはお問い合わせください。

◇対象…区内在住、在勤、在学の方。

団花とみどりの係 ☎3981・4940

事業内容

ゆとりある生活空間をきずくまちづくり

「狭あい道路拡幅整備事業」にご協力ください

区内には、道幅4mに満たない(狭あい)道路が多く、防災、救急、消防活動の妨げになったり、日照や通風への影響があるなど、住みやすい環境を作る上で大きな障害となっています。そのような状況を改善するために、区は、「狭あい道路拡幅整備事業」を進めています。これまでに、区民の皆さんの協力により、区内全域の狭あい道路の約22.9%(約104km・8,010件)が整備されました。

「ゆとりある生活空間をきずくまちづくり」を進めるために、ご協力をお願いします。

※事前協議・助成金/推進係 ☎3981・0426、拡幅整備工事/整備係 ☎3981・0673



非課税手続の代行

整備した後退用地、および隅切り用地の固定資産税・都市計画税の非課税手続を代行します。

助成金制度

建築主が個人で次の場合、助成金・奨励金を交付します。

①拡幅整備に伴い、塀などを撤去した②隅切り整備をした③後退後を緑化した④擁壁などの撤去または設置した。

拡幅整備にご協力ください

家の新築などの予定がなくとも、建物に既に道路中心線から2m後退済みの方は、ご相談ください。

自主整備を除き、区が道路状に拡幅整備工事を行います。

事前協議による土地の整備および維持管理

公道(特別区道)／後退用地は、権利者の整備承諾により区が整備を行います。

建築前の協議

対象となる敷地に建物を建築する場合、本事業について区が行う工事内容、拡幅整備した部分の土地の維持管理(注3)に関して協議する場合があります。建築計画がある場合は、建築確認の30日前までに手続きしてください。

注3：敷地の前面道路の種類(公道・私道)により方法が変わります。また、土地所有者に寄付の意思がない限り、所有権は移転しません。

拡幅整備の対象

現在の道幅が4m、または建築基準法の定める幅に満たない道路などに接する敷地、および道幅がそれぞれ6m未満の道路が12度未満で交わるかど敷地の場合、道路後退(セットバック)

(注1)、かど敷地の隅切り整備(注2)を行います。

注1：道路中心線を決め、2m、または建築基準法の定める幅の2分の1後退したところまで、自主整備を除き区が道路状に整備します。

注2：道路後退後の敷地のかどを頂点とする底辺2mの二等辺三角形の部分で、自主整備を除き、区が隅切りの整備をします。

※☎は[問い合わせ先]、☎は[申込み先]、🏠は[ホームページ]、✉は[Eメール]、☎は[ファクス]、📠は[フリーダイヤル]です。

4月から介護保険制度が変わります

図介護保険課管理係 ☎3981・1942

これからの「超高齢社会」に備え、「制度の持続可能性の確保」、「明るく活力ある超高齢社会の構築」、「社会保障の総合化」という3つの基本的な視点にもとづき、介護保険制度全般にわたって見直しが行われました。

予防重視型システムへの転換

介護保険制度が始まった平成12年4月は、要介護等認定者全体に占める軽度者（要支援・要介護1）の割合は4割弱でしたが、制度施行後約4年間で軽度者の人数が2倍以上に増え、その割合は認定者全体の5割近くに達しています。このことは、介護保険制度が高齢者にとって身近になり、サービスが利用されてきた結果と言えますが、一方で軽度者に対するサービスが利用者の状態の改善につながっていないとの指摘があります。

そのような中で、今回の制度改正では、介護保険制度の基本理念である「自立支援」をより徹底させる観点から、「予防重視型システム」への転換が図られました。

●新予防給付の創設

現行の要支援の方と要介護1のうち生活機能が改善する可能性の高い方は、4月からは新たに創設される「新予防給付」の対象となります。

新予防給付は、生活機能を維持・向上させるようなサービスを軽度者に提供することによって自立生活を支援することが目的です。

サービス内容は、既存のサービスについてその内容・提供方

法・提供期間などを生活機能の維持・向上の観点から見直すとともに、筋力向上・栄養改善・口腔機能向上などを通所介護などのプログラムの一環として実施します。

新予防給付におけるプラン作成などマネジメントについては、区内に8か所設置される「地域包括支援センター」が行います。

●地域支援事業の創設

要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から「地域支援事業」が創設されました。

地域支援事業は、介護予防の対象者選定（スクリーニング）やサービスを行う「介護予防事業」、介護予防マネジメントや総合相談・権利擁護を行う「包括的支援事業」、介護給付適正化事業および家族介護支援事業などの「任意事業」で構成されています。

新たなサービス体系の確立

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加を踏まえ、一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、サービス体系の見直しや地域における総合的・包括的マネジメント体制の整備が行われます。

●地域密着型サービスの創設
認知症高齢者をはじめとする中重度の要介護者の方々が、住み慣れた地域で地域の特性に応じた多様な柔軟なサービス提供が受けられる「地域密着型サービス」が創設されます。

地域密着型サービスでは、区市町村が事業者の指定・指導監督権限を有するとともに、地域の実情に応じた弾力的な基準等の設定ができます。

サービスの種類は、①小規模多機能型居宅介護（通い）を中心として随時訪問や泊まりを組み合わせたサービスを提供

②夜間対応型訪問介護（夜間を含め24時間定期巡回や通報などの対応を随時行う）のほか、

③認知症対応型共同生活介護、④認知症対応型通所介護、⑤地域密着型介護老人福祉施設

入所者生活介護、⑥地域密着型特定施設入居者生活介護があります。

高齢者

介護や支援を必要とする方

まだ介護や支援を必要としないが、生活機能の低下が気になる方

元気な方

要介護認定の申請
介護や支援が必要になったら、まず地域包括支援センターや区の窓口で要介護認定の申請をします。

要介護認定
心身の状態や状態の維持・改善の可能性を審査し、介護の必要度を判定します。

要介護5
要介護4
要介護3
要介護2
要介護1
要支援2
要支援1
非該当

ケアプランの作成
どのサービスを受けるか、ケアプランの作成を居宅介護支援事業者等に依頼します。（施設に入所する場合は、その施設がケアプランを作成します。）

介護給付
◆主なサービス：訪問介護／看護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与／販売、住宅改修、特別養護老人ホーム、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護など

新予防給付
◆主なサービス：介護予防訪問介護／看護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与／販売、介護予防住宅改修、介護予防防犯生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（※要支援2のみ）、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護など

地域包括支援センター
①介護予防マネジメント、②総合的な相談・支援、③虐待の早期発見、防止などの権利擁護、④包括的・継続的なマネジメントなど、高齢者の心身の健康の保持や生活の安定のために必要な援助を行います。（※本紙一面参照）

介護予防事業の対象者の選定
健康の結果などを確認するとともに、日常生活での課題など、の聴き取りを行い、介護予防事業の対象者を決定します。

介護や支援が必要になるおそれのある方

自立した生活が送れる方

自立した生活が送れる方

地域支援事業の介護予防事業（特定高齢者施策）
◆主なサービス：高齢者マシントレーニング事業、高齢者筋力アップ教室、脳イキキ教室、認知症予防グループ活動、若さを保つすこやか栄養教室、ひとり暮らし高齢者配食サービス、介護予防まごころ講座など

区民専門相談をご利用ください

区民専門相談を下表のとおり行っています。困りごと等、相談を希望する方は、お問合せください。固区民相談係 ☎3981・4164

種別	場所	日時	相談内容など	連絡先
法律相談（※1）	区役所本庁舎1階相談室	毎週月～金曜日 午後1時15分～4時15分 毎月第3日曜日 午前10時15分～午後0時15分	土地・建物、相続、民事等の一般法律相談	区民相談係 ☎3981・4164
人権の上相談	区民センター2階相談室	毎月第2・4木曜日 午後1～4時	自由権等様々な人権の侵害に対する相談	
行政相談	区役所本庁舎1階ロビー	毎月第2・4火曜日 午後1～4時	役所・公団等についての苦情要望についての相談	
許可申請手続き等相談		毎月第2水曜日 午後1～4時	官公署への提出書類や各種手続きに関する相談	東京行政書士会豊島支部 東京法務経営合同事務所 ☎5952・8668
青少年相談		毎週月・金曜日 午前9時30分～正午 午後1～4時	青少年の非行防止や健全育成のための相談	豊島区保護司会 中村文一 ☎3910・8933
税務経営相談（※2）		毎月第2・4土曜日 午前9時30分～正午	税務一般、または経営に関する相談	東京税理士会豊島支部 ☎3983・2478
住宅・不動産相談		毎週水曜日 午後1～4時	住宅・不動産に関する相談	都市整備部住宅課 ☎3981・2683
住まいの増改築相談	区民センター2階相談室	毎月第1・3木曜日 午前10時～午後3時	住宅の増改築、修繕工事、耐震等に関する相談	東京土木建築士会豊島支部 ☎3986・2471
登記相談		毎月第2水曜日 午前10時～正午	登記一般に関する相談	東京司法書士会豊島支部 ☎3590・6060
建築設計・工事監理の相談（※3）		毎月第1・3土曜日 午前9時30分～午後3時 （午後2時15分受付終了）	一級建築士等による建築設計・工事監理などに関する相談	東京都建築士事務所協会豊島支部 ☎3983・6671 としま未来文化財団 ☎3981・4734
土地・建物の調査測量、登記の相談		毎月第3水曜日 午前10時～正午	土地の境界問題、測量、建物新築、増築の登記	東京都土地家屋調査士会豊島支部 ☎5951・1787

※1. 利用者は、区内在住、在勤の方に限ります（予約時に確認させていただきます）。必ず事前に予約してください。相談者の方により適した相談をご案内するために、予約の際に相談内容などについてお伺いする場合があります。1回の相談時間は30分以内です。※2. 相談希望日の1週間前から電話で予約してください。※3. 1回の相談時間は30分以内です。電話で予約してください。

※☎は[問い合わせ先]、☎は[申込み先]、HPは[ホームページ]、Eメールは[Eメール]、FAXは[ファクス]、☎は[フリーダイヤル]です。

わが家の健康

社会恐怖症

人前で話をしたり異性との出会いの際、過度に緊張してドキドキしたり、声が震えたり、中には赤面したりしてしまう人がいます。こういう人は、結婚式でのスピーチなどをもってのほかでしょうし、生涯を通じてそういう機会を避けて生活していく傾向があります。また、ホテルのフロントや葬儀の受付で記帳を求められた時などのように、人前で字を書くとき手が震えてしまって文字が乱れてしまう人もいます。他にも、人前での食事中に嘔吐してしまうのでは

ないかとの不安から、外食・会食を徹底的に嫌う人、尿意や便意が頻回なために、長時間の外出や電車・バスに乗ることを避ける人など、かなり窮屈な生活を強いられている人がいます。

これが「社会恐怖症」と呼ばれるものです。根底には他の人から注視されることに対する恐れ、心理があります。しかしこのことに気がつかず、吐き気や頻尿、震え、動悸などの症状を解決しようと、医療機関で様々な検査を受けては「異常なし」との判定を受け、途方に暮れている人もかなり見受けられます。

社会恐怖症に対しては、抗不安薬や一部の抗うつ薬が有効であることが知られているので、いちど専門医に相談してみるとよいでしょう。

(豊島区医師会提供)

うつ病の治療はまず相談から

うつ病は早期に治療を始め、十分な休養と服薬で比較的早く良くなる病気です。

気持ちが落ち込んで、1か月しても症状に変化がない場合、保健所や健康相談所へご相談ください。匿名での相談もお受けしています。受診をためらっている方、相談できなくて困っている方も、お気軽にご相談ください。お悩みのご本人はもちろん、ご家族、お友だちや上司、同僚の方からの相談もお受けしています。

うつ病のために悩んだり、行き詰まっているのは、あなただけではありま

せん。うつ病の方への対応で悩み、苦しんでいるご家族もあなただけではありません。ご近所の方や周りの方へ知られたくない方は、その気持ちを相談されることをお勧めします。

うつ病を治療するためには、周りの方々の理解と支援が不可欠です。うつ病を理解したいと思っている方、うつ病やこころの病の方をサポートしたいと思っている方、保健所ではそうした方への応援もしています。まずは、保健所・健康相談所へご連絡ください。豊島区保健所 ☎3987・4174、長崎健康相談所 ☎3957・1191

健康

費用の記載がない事業は無料です

◆健康づくり講演会「地域ですすめていくために企業や飲食店での取り組み」

3月29日(火) 午後2時30分～4時30分
池袋保健所◇講師…実践女子短期大学教授／芦川修貳氏◇飲食店関係者、区内在住の方◇30名※要予約、先着順。

☎当所健康推進課 ☎3987・4361

◆筋力アップ教室「はつらっコース」

下半身の筋肉を鍛えて転びにくい身体作りをめざします◇区内在住の65歳以上の方で、筋力の衰えを感じている方☎次の受付会場で申込み※体力チェックを行いますので必ず本人が会場へお越しください。結果によってはご参加いただけない場合があります。

◎受付・体力チェック会場・日時

- ①東池袋ことぶきの家 3月23日(木)
- ②高松児童館 3月24日(金)
- ③長崎健康相談所 3月28日(火)
- ④区民センター 4月5日(火)
- ⑤巣鴨信用金庫本店(巣鴨2・10・2) 4月7日(金)

いずれも午後1時30分～3時に受付
※教室実施会場・期間など

◇東池袋ことぶきの家／4月28日～10月13日 毎週金曜日

◇高松児童館／4月28日～10月13日 毎週金曜日

◇巣鴨ことぶきの家／4月27日～10月12日 毎週木曜日

◇長崎ことぶきの家／4月25日～10月3日 毎週火曜日

◇南長崎第二ことぶきの家／4月24日～10月23日 毎週月曜日

いずれも午前10時～11時30分※高松児童館は午後1時30分～3時。

☎介護予防担当課 ☎3981・1564

◆春の予防接種(ポリオ)

①5月10日(火)～12日(金)・15日(月) 区民センター、②5月17日(火) 西部区民事務所
いずれも午後1時15分～2時15分◇対象者(1回目／平成17年4月2日～平成17年9月30日生まれの方、2回目／平成16年10月1日～平成17年4月1日生まれの方)には通知しています。7歳6か月未満までの方で接種を2回受けていない方は、直接会場へお越しください※予約票・母子健康手帳を持参。車や自転車での来場は不可。なお、秋のポリオ予防接種は9月です。

豊島区保健所健康推進課 ☎3987・4173、長崎健康相談所 ☎3957・1191

◆ぜん息児水泳教室

5月10日～10月4日(7・8月を除く)水曜日(全12回) 午後4～6時 巣鴨体育館プール(1～8回)、西池袋温水プール(9～12回)※一部会場のみの参加は不可◇指導…医師、看護師、豊島区水泳連盟指導員◇気管支ぜん息などに罹患している区内在住の小学生◇50名☎4月3日までに公害保健係へ※応募者多数の場合は選考します。

☎当係 ☎3987・4220

◆精神障害者通院医療費助成(32条助成)を受けている方は更新の手続きが必要です

まだお済みでない方は、3月31日までに手続きをしてください。

豊島区保健所健康推進課 ☎3987・4172、長崎健康相談所 ☎3957・1191



4月 保健所カレンダー

予約制等の事業は随時受け付けているため、定員に達していることがありますのでご了承ください。

事業名		池袋保健所 ☎3987・4172～4	長崎健康相談所 ☎3957・1191
子ども	乳児健康診査 (1日目・BCG)	4・18日(火) 午後1～2時	11日(火) 午後1時30分～2時30分
	乳児健康診査 (2日目・歯科、栄養指導等)	6・20日(木) ①午後1時、②午後1時30分	12日(木) 午前9時30分～10時30分
	1歳6か月児健康診査	7・21日(金) 午前9～10時	27日(木) 午前9～10時
	3歳児健康診査	11・25日(火) 午後1～2時	20日(木) 午後1～2時
	歯科衛生相談 (4歳未満児)(予約制)	6・13・20・27日(木) 午前9時～10時30分	18・25日(火) 午前9時～10時30分
	母親学級(予約制)	14・21・28日(金) 午後1時～3時30分	5・12・19日(火) 午後1時～3時30分
	父親学級(両親学級)(予約制)		
おとな	お父さんの育児学級(予約制)		
	小児ぜん息相談	21日(金) 午前10～11時	☎公害保健係 ☎3987・4220
	住民健診受診日(予約制) ※対象:31歳～59歳	5・19日(火) 午後1時～2時30分	
	住民健診結果	12・26日(火) 午後1時15分～2時30分	
	食事(栄養)相談(予約制)	12・26日(火) 午後1時30分～3時	26日(火) 午後1時30分～3時
健康	機能訓練「星にねがいを」		
	エイズ相談	午前9時～正午、午後1～5時	
こころの健康	デイケア(要事前相談)	毎週 水・金曜日	
	精神保健福祉相談(予約制)	11日(火) 午前10時～正午	6日(木) 午後2～4時
	嚙みミーティング(要事前相談)	13日(木) 午後1時30分～3時	
	嚙みの家族相談(予約制)	10日(月) 午前10時～正午	
	ひきこもり家族の会 (要事前相談)	20日(木) 午後2時～3時30分	
	〈中央保健福祉センター〉 高齢者こころの相談(予約制)	27日(木) 午後1時30分～3時30分 ☎中央保健福祉センター ☎3981・1986	
その他	飼犬・飼猫のしつけ相談	〈池袋保健所〉 27日(木) 午後1～5時	☎生活衛生係 ☎3987・4175

次の長崎健康相談所および各児童館(館名のみ)で実施しています。

19日(火) 要町第一 午前10時～11時、20日(水) 高松 午前10時～10時30分

24日(月) 長崎健康相談所 午後1時30分～2時30分

☎長崎健康相談所 ☎3957・1191

◎5月の住民健診(対象:31～59歳)…5月10・24日(火) 午後1時～2時30分

※予約は4月3日頃から。

4月1～7日は狂犬病予防週間です 狂犬病予防注射を受けさせましょう

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬を飼っている方は、畜犬登録をし、毎年4～6月に狂犬病の予防注射を済ませ、注射済票の交付を受けなければなりません。

予防注射を受ける際のお願い

●畜犬登録をしている方には、案内を送付しています。注射の際には同封の「飼い犬の注射済票交付申請書」を持参してください。

●犬の体を清潔にし、犬をしっかり制御できる方が連れてきてください。

●犬のフンなどを始末するための袋を持参してください。

※予防注射の実施会場・受付時間などは当係へお問合せください。

※予防週間に注射を受けられない方は、動物病院で済ませ、その証明書を保健所に持参し、注射済票の交付を受けてください(手数料550円)。

※飼犬の登録をしていない方は、登録手続きが必要です(手数料3,000円)。

☎生活衛生係 ☎3987・4175

官公署 だより

●豊島都税事務所

4月から固定資産税にかかる土地・家屋の価格等がご覧になれます(23区内)

4月1日～6月30日(土・日・祝日を除く)土地・家屋が所在する区の都税事務所の窓口◇納税通知書、運転免許証または健康保険証など、納税者本人であることを確認できるものをご持参ください。代理人の方が縦覧される場合は、委任状など窓口に来られた方が代理人であることを確認するための書類と、代理人の方自身の運転免許証や健康保険証などが必要となります。

☎当所 ☎3981・1211

●巣鴨警察署

シニアドライバースクール

4月6日(木) 午後2時～4時30分 豊島自動車練習所◇講話、運転実技など◇45歳以上の方◇30名◇費用無料☎往復はがき(住所・氏名・年齢を記入)で、3月31日(当日消印有効)までに「〒170-0004 北大塚1-15-15 巣鴨警察交通課」へ。

☎当署交通課 ☎3910・0110

●国土交通省

都市再生街区基本調査に伴う

測量などを行います

◇実施期間…4月上旬～平成19年3月末

◇対象地域…豊島区全域

独立行政法人都市再生機構が現地踏査・街区の角などの測量を行います。※作業員は身分証を携帯しています。

☎当機構東京都心支社 ☎5323・0407

平成18年度 がん検診・健康診査のお知らせ

脳卒中、心臓病、がんなど生活習慣病（成人病）の予防、早期発見、早期治療にお役立てください。
 関係事業係☎3987・4660、☎3987・4178

〈はがき・ファクス記入例〉

がん検診申込み

- 受診したい検診名
 （複数申込み可）
 ○郵便番号
 ○住所（方書）
 ○氏名（ふりがな）
 ○生年月日
 ○年齢
 ○性別
 ○電話番号
 （昼間連絡の取れる電話番号）

がん検診

◇実施期間など…下表のとおり。

- 子宮頸部がん検診・乳がん検診は、平成19年3月31日現在で偶数年齢の方が対象（2年に1回の受診）となります。
 ※昨年度未受診の方はお問合せ下さい。

- 胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診は、年1回の受診となります。

☎はがき・ファクス（右記記入例参照）で「地域保健課」（あて先上部参照）へ
 ※区ホームページからの電子申請、または当係窓口での申込みも可。

健康診査

◇実施期間など…下表のとおり。

◇申込みは不要です。節目年齢健康診査の対象者には5月下旬に、高齢者健康診査・歯周疾患検診の対象者には8月下旬に受診券を郵送します。

- がん検診 ◇対象…平成18年4月1日～平成19年3月31日に対象年齢の誕生日を迎える方。

検診名	実施期間	対象	実施場所	検査内容	費用
胃がん	年間	30歳以上の区内在住の方	豊島健康診査センター（健康プラザとしま6階）	問診、胃部エックス線撮影	無料
大腸がん			送付する採便容器に自宅で採便し、検体受付医療機関へ持参。	便潜血反応検査	
子宮頸部がん	9月1日～11月30日 （実施期間中は、直接指定医療機関で申し出て受診可。）	20歳以上で年度末現在、偶数年齢の区内在住の方（女性）	区内の指定医療機関	問診、視診、頸部の細胞診、内診（申込み期限11月15日まで）	500円
乳がん		40歳以上で年度末現在、偶数年齢の区内在住の方（女性）	区内の指定医療機関 ※乳房エックス線撮影は豊島健康診査センター	問診、視診、触診、マンモグラフィ検査（乳房エックス線撮影）（申込み期限11月15日まで）	
肺がん	4月～1月の指定日	40歳以上の区内在住の方	豊島健康診査センター（健康プラザとしま6階）	胸部エックス線撮影、胸部CT撮影、喀たん検査（50歳以上で該当する方のみ）（申込み期限11月30日まで）	1,000円

※生活保護受給者は乳がん・肺がん検診の検査費用が免除になります。※前回のがん検診を受診してから1年未満の方は、ご注意ください。※受診案内は実施日の直前に送付します。

- 健康診査 ◇対象…平成18年4月1日～平成19年3月31日に対象年齢の誕生日を迎える方。

健康診査名	実施期間	対象	実施場所	検査内容	費用
節目年齢健康診査	6月1日～7月31日	40・45・50・55歳および60～64歳で区内在住の方	区内の指定医療機関	受診者全員／問診、身体計測、血圧測定、血液生化学検査、尿検査 医師が必要と認めた方／心電図、眼底検査、血液一般検査、胸部エックス線直接撮影、グリコヘモグロビン検査 特定年齢の方／骨粗しょう症検査、聴力検査、★肝炎（C型・B型）検査 ※検診結果はすべての検査が終了後、おおむね2週間後に郵送します。	無料
高齢者健康診査	9月1日～10月31日	65歳以上で区内在住の方			
歯周疾患検診	9月1日～11月30日	40・50・60・70歳で区内在住の方		口腔内診査、口腔衛生指導、義歯の検査	500円

※歯周疾患検診は70歳の方および生活保護受給者は無料になります。※勤務先等で健康診査を受診される方、入院または通院中で健康診査を必要としない方は、受診をご遠慮ください。

★肝炎（C型・B型）検査について…特定年齢の肝炎検査を受けていない方で、節目年齢・高齢者健康診査の肝機能検査の結果、肝炎検査を必要とする方には、後日受診券を送付します。また、医師に肝機能異常等を指摘された方で、希望される方は地域保健課へお問い合わせください。

4・5・6月の資源回収日のお知らせ

資源は奇数週・偶数週により、回収する品目が異なります。各曜日別の資源回収日は下表のとおりです。

【奇数週】びん・かん・ペットボトル・段ボール・厚紙製の箱・包装紙・牛乳パック

紙・古布

【偶数週】トレー・ペットボトル・プラスチック容器・新聞・雑誌・牛乳パック
 資源リサイクル係☎3981・1601

各曜日別資源回収日（4～6月分）一覧

月曜日地区			
週	4月	5月	6月
奇数週	10日 24日	1日 15日 29日	12日 26日
偶数週	3日 17日	8日 22日	5日 19日

火曜日地区			
週	4月	5月	6月
奇数週	11日 25日	2日 16日 30日	13日 27日
偶数週	4日 18日	9日 23日	6日 20日

水曜日地区			
週	4月	5月	6月
奇数週	12日 26日	3日 17日 31日	14日 28日
偶数週	5日 19日	10日 24日	7日 21日

木曜日地区			
週	4月	5月	6月
奇数週	13日 27日	4日 18日	1日 15日 29日
偶数週	6日 20日	11日 25日	8日 22日

金曜日地区			
週	4月	5月	6月
奇数週	14日 28日	5日 19日	2日 16日 30日
偶数週	7日 21日	12日 26日	9日 23日

土曜日地区			
週	4月	5月	6月
奇数週	1日 15日 29日	6日 20日	3日 17日
偶数週	8日 22日	13日 27日	10日 24日

安全・安心



新車の振り込め詐欺にご注意

「息子が電車で痴漢をした」などの示談金名目のほか、「ぶつかった際に大切にしている時計が壊れた」（巣鴨地区）、「お宅の車が牛乳パックをひき服を汚した」（池袋地区）、「お宅の息子が車にいたずらをした」（目黒地区）と言って弁償金を振り込ませたり、家に取りに行くという新車の手口が発生しています。

●防犯対策

いきなり現金を要求されたら「振り込め詐欺ではないか」と疑って下さい。まずは落ち着いて、本人などに連絡を

取り、事実を確認してください。日頃から、家族や親戚で緊急の際の連絡先や近況などを確認しておきましょう。また、家族にしかわからない「合い言葉」を決めておくのも効果的です。

子どもの安全

- 春休みを前に不審者に対する備えをしましょう

◇防犯ブザーなどを持たせたり、「子ども110番の家」の場所と一緒に確認しておきましょう。
 ◇いざというとき明暗を分けるのは「声を出すこと」と「逃げること」です。普段から大声を出す練習をしておきましょう。

治安対策担当係 ☎3981・1433

イベント情報

費用の記載がない
事業は無料です

第28回春の交通安全と巣鴨染井吉野桜まつり

3月25日(土) 午後1時30分～5時 桜並木通り～白山通り、巣鴨駅北口前◇警視庁騎馬隊、周辺学校の学生などによるブラスバンドパレード、演技演奏ほか。
 担当実行委員会☎3918・3255、プロジェクト推進担当係☎5992・7029



にしすがも創造舎

「草木で染めた和紙で春を描こう」

3月25日(土) 午前10時30分～午後3時30分 にしすがも創造舎◇身近な植物を使った草木染めワークショップ◇講師／染織家・清水繭子氏◇小学校3年生～中学生（おとなも可）◇20名◇200円☎①名前②生年月日③性別④住所⑤電話番号をNPO法人芸術家と子どもたち☎5961・5737、☎5961・5738☎asias_info@yahoo.co.jpへ。

●「絵本と遊びのスペース」開催中

3月20・21・25・26日 午前10時30分～午後4時
 ◇たくさんの絵本、トンネル型遊具、おもちゃ、楽器などであそべます。（ワークショップも実施予定）直接会場においで下さい。
 ◇4月以降の毎週土曜日にワークショップ開催を予定しています。申込み、詳細はお問い合わせ下さい。◇幼児～小学生の親子・家族
 関NPO法人芸術家と子どもたち ☎5961・5737、文化政策推進係☎3981・1534

さくら小学校区 地域区民ひろば 春休み交流映画会「となりのトトロ」

3月28日(火) 午後1時30分から 南長崎第二ことぶきの家※小・中・高校生の方もお越しください。
 関南長崎第二ことぶきの家☎3950・8676

西巣鴨小学校区 地域区民ひろば 「西巣鴨さくら祭りだ！」

3月30日(木) 午後1時から 西巣鴨ことぶきの家◇津軽じょんがらほか演奏（本郷高校日本文化部）、よさこいほか踊り（男座／日本大学学生）※小・中・高校生の方もお越しください。
 関西巣鴨ことぶきの家☎3918・4197

雑司が谷旧宣教師館

「おばあちゃんのお話し会」

4月1日(土) 午後2時から◇「赤い鳥」作品の読み聞かせ◇当日直接会場へ。
 ◎屋根修理などの工事が終わりました。4月1日から見学できます※入場無料。
 ◇開館時間…午前9時～午後4時30分
 ◇休館日＝毎週月曜日（祝日の場合は開館）、毎月第3日曜日、祝日の翌日
 関当館☎3985・4081

リサイクルフリーマーケット 出店者募集

◇開催日…5月14日(日) 午前11時～午後2時 区民センター※駐車場なし◇区内在住の個人またはグループ※営業目的は不可◇25店舗（1店舗面積2m×2m）◇出店費用…1,000円◇主催／ハローフリーマーケット・豊島区☎往復はがき（はがき記入例参照）で、4月4日（必着）までに「〒171-0032 雑司が谷2-25-10 辻」へ※一人（1グループ）1通のみ。応募者多数の場合は抽選。
 関当会 辻☎3971・5288、エコライフ啓発係☎3981・1602

